

○漁業法に基づく指示事項

海区漁業調整委員会事項

**沖縄海区漁業調整委員会指示 7 第 3 号**

沖縄海区における国際ひき縄釣り大会期間中における漁業秩序の維持を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和7年6月13日

沖縄海区漁業調整委員会  
会長 上 原 亀 一

(定義)

第1 この指示において「ひき縄釣り」とは、釣糸及び釣針を有する漁具を船舶によってひきまわして行う釣漁法をいい、「国際ひき縄釣り大会」とは、外国人も参加可能なひき縄釣りの大会等のイベントをいう。

(遊漁によるひき縄釣りの制限)

第2 次の表に掲げる水域及び期間において、ひき縄釣りを行う場合又は行わせる場合は、沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた国際ひき縄釣り大会に参加してしなければならない。ただし、漁業者が漁業を営むために行う場合又は漁業従事者が漁業者のために行う場合は、この限りでない。

水域名	水域	期間
与那国海域	イ、ロ、ハ、ニ及びイを順次結ぶ線により囲まれた海域 (世界測地系) イ 北緯24度45.0分、東経122度40.0分 ロ 北緯24度45.0分、東経123度20.0分 ハ 北緯24度05.0分、東経123度20.0分 ニ 北緯24度05.0分、東経122度40.0分	7月の第1土曜日（7月1日が土曜日に当たるときは、7月8日）から2日間

(承認の対象)

第3 第2の承認の対象は、国際ひき縄釣り大会を開催し、参加者にひき縄釣りを行わせようとする者（以下「主催者」という。）に限る。

(承認の基準)

第4 第2の承認は、次に掲げる要件を全て満たしている場合に行うものとする。

- (1) 水産資源の保護培養及び漁業調整上の配慮として、カジキ類以外の採捕を行わないイベントであること。もし採捕された場合は、直ちに放流すること。
- (2) ひき縄釣りを行う予定の海域における海面の利用について、当該海域における海面を利用する県内漁業協同組合及び市町村の同意を得ているイベントであること。
- (3) 日の出から日没までの間に採捕が行われるイベントであること。
- (4) 県内に根拠地のある団体が主催するイベントであって、開催地の市町村の後援等があること。
- (5) 沖縄県内に所在する漁港、マリーナ等を根拠地として行われるイベントであること。
- (6) 外国人が参加する際は、適法に我が国に在留する外国人遊漁者について、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）に基づく登録を受けた国内の遊漁船に乗船させ、日本人船長等の管理下で操業させること。
- (7) 委員会指示及び関係法令等を遵守して行われるイベントであること。
- (8) 主催者及び参加者等に沖縄県暴力団排除条例（平成23年沖縄県条例第23号）に規定する者を含めないこと。

(承認申請)

第5 第2の承認を受けようとする主催者は、国際ひき縄釣り大会承認申請書（第1号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(条件)

第6 委員会は、第2の承認をするに当たり、第4に掲げる要件の他、次に掲げる条件を付けることができ

る。

(1) 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に、採捕実績を委員会に報告しなければならない。

(2) 承認の取り消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したとき、又は水産資源の保護培養若しくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

(3) その他の条件

その他委員会が必要と認めるときは、更に条件を付することができる。

(承認証の交付)

第7 委員会は、第5若しくは第10の申請に対する承認をしたときは、大会承認証（第2号様式。以下「承認証」という。）を主催者に交付する。

(承認証の再交付)

第8 承認を受けた主催者が、承認証を亡失し、又は毀損したときは、遅滞なく国際ひき縄釣り大会承認証再交付申請書（第3号様式）を委員会に提出しなければならない。

(承認証の携帯義務)

第9 承認を受けた主催者は、当該承認に係る大会の開催期間中は、承認証を携帯するとともに、その写しを大会に参加する船舶内へ備え付けさせなければならない。

(承認内容の変更)

第10 承認を受けた主催者が、承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめ国際ひき縄釣り大会承認内容変更申請書（第4号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(採捕実績の報告)

第11 承認を受けた主催者は、採捕期間終了後1月以内に、当該承認に係る大会の採捕実績を、採捕実績報告書（第5号様式）により、委員会に報告しなければならない。

(承認の取り消し)

第12 委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したとき、又は水産資源の保護培養若しくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

(指示の有効期間)

第13 この指示の有効期間は、令和7年6月13日から令和10年12月31日までとする。

第1号様式（第5関係）

国際ひき縄釣り大会承認申請書	
	年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿	住所
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
沖縄海区漁業調整委員会指示7第3号に基づき、下記のとおり国際ひき縄釣り大会の承認を受けた いので、申請します。	
記	
1 大会の名称	
2 採捕の海域	
3 採捕の期間	
4 開催地（港）	
5 大会参加者（船舶ごとに別紙リストにて提出可）	
(1) 遊漁船登録番号（遊漁船業以外の場合は、船舶番号又は船舶検査済票の番号）	
(2) 船名	
(3) 総トン数	
(4) 採捕者	

注1 主催者の概要がわかる定款や規約等を添付すること（地方公共団体を除く）。

2 開催の概要がわかる大会規約等を添付すること。

第2号様式（第7関係）

承認番号 沖調T 第 号
国際ひき縄釣り大会承認証 住所 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
1 大会の名称 2 採捕の海域 3 採捕の期間 4 開催地（港） 5 大会参加者 (1) 遊漁船登録番号（遊漁船業以外の場合は、船舶番号又は船舶検査済票の番号） (2) 船名 (3) 総トン数 (4) 採捕者 6 条件
年 月 日  沖縄海区漁業調整委員会 会長 印

第3号様式（第8関係）

国際ひき縄釣り大会承認証再交付申請書	年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿  住所 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  承認証を亡失（毀損）したので、再交付を申請します。  記	
1 承認番号 2 亡失（毀損）の理由	

第4号様式（第10関係）

国際ひき縄釣り大会承認内容変更申請書	年 月 日						
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿  住所 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  下記により、承認の内容を変更したいので、申請します。  記							
1 承認番号 2 変更事項							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 40%;">現在の承認内容</th> <th style="width: 45%;">変更しようとする内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	現在の承認内容	変更しようとする内容				
項目	現在の承認内容	変更しようとする内容					
3 変更理由							

第5号様式（第11関係）

採捕実績報告書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

沖縄海区漁業調整委員会指示7第3号に基づき承認を受けた国際ひき縄釣り大会について、採捕実績を下記のとおり報告します。

記

- 1 承認番号
- 2 採捕期間
- 3 採捕状況

魚種	尾数	重量
クロカジキ		
シロカジキ		
バショウカジキ		
その他（ ）		

（具体的な採捕状況が確認できる大会結果等を添付すること。）